

茅ヶ崎都市計画生産緑地地区の変更（茅ヶ崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 45.6 ha	円蔵字下ヶ町地内において箇所番号 144、471 を廃止 下町屋三丁目地内において箇所番号 231 を面積変更 下町屋二丁目地内において箇所番号 236 を廃止 柳島二丁目地内において箇所番号 279 を廃止 赤羽根字六区地内において箇所番号 317 を廃止 室田三丁目地内において箇所番号 343 の区域を縮小及び面積変更 松林二丁目地内において箇所番号 359 を廃止 菱沼三丁目地内において箇所番号 388 を廃止 小桜町地内において箇所番号 417 の区域を拡大 松が丘一丁目地内において箇所番号 430 を廃止 平和町地内において箇所番号 434 を面積変更 香川二丁目地内において箇所番号 440 の区域を縮小 円蔵字御屋敷地内において箇所番号 444 を廃止 今宿字萩原地内において箇所番号 446 を廃止 香川七丁目地内において箇所番号 527 を追加

「位置及び区域は計画図表示のとおり」